

(仮称)平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務
プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「(仮称)平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 提案書の選定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1)審査委員

審査委員は、「平塚市PPP/PFI導入検討委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2)企画案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における評価点の合計点は60点とする。

イ 審査項目及び配点は、別添「業者選定評価基準表」のとおりとする。

(3)プロポーザル審査の対象

市が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等とする。

(4)契約候補者の決定方法

「プロポーザル審査表」における書面審査の採点と、ヒアリングを踏まえた各審査委員の採点の平均点(小数点第二位以下切り捨て)の合計点を各業務提案の評価点とし、順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を順位づけする。

(5)複数の同得点者が生じた場合

各業務提案の評価点と同点となった場合は、それらのうち、1位(同順1位を含む)とした審査委員の人数が最も多い提案者を上位とする。

なお、1位とした審査委員の人数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返す。

(6)最低基準

評価点の最低基準点を30点とし、これを満たさない提案者は選定の対象としない。

(7)応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、プロポーザル審査に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和2年11月24日から施行する。